

Newsletter

January 2014

中東・アフリカニュースレター vol. 13

UAEにおける仲裁実務の現状とその動向 第1回

中東・アフリカでビジネスを展開する日本企業にとって、ハブとしての UAE における国際取引は、近年、益々重要性を増している。これに応じて、UAE での国際取引にかかる紛争予防及び紛争対応の重要性も増している。

UAE 各国の公共・民間企業を当事者とする国際取引契約においては、一般的に紛争解決条項として仲裁条項が好まれる傾向にあるが、UAE における仲裁実務の現状について、情報が十分に普及しているとは言えない。他方、近時 UAE を代表する国際仲裁機関の一つである Abu Dhabi Commercial Conciliation and Arbitration Center (通称 ADCCAC) の仲裁規則の改正、仲裁判断の執行に関する新裁判例の登場など、新たな動きが次々とみられる。そこで、本ニュースレターでは、何号かに亘り UAE における仲裁実務の現状とその動向についてとりあげる。

初回は、UAE における仲裁実務の入り口として、UAE における主要な国際仲裁機関について紹介する。

UAE における主要な国際仲裁機関

UAE には、3つの主要な国際仲裁機関が存在する。それぞれ運用や手続等の特徴が異なるため、日本企業が紛争解決手段として仲裁を選択する場合には、取引の性質、相手方の属性等を考慮の上、いずれの仲裁機関が適切かを検討する必要がある。

1. DIFC-LCIA (「ドバイ国際金融センター—ロンドン国際仲裁裁判所」)

まず、2008年2月にドバイ国際金融センターに設立された比較的新しい国際仲裁機関、Dubai International Finance Center - London Court of International Arbitration (通称 DIFC-LCIA) が存在する。DIFC-LCIA は、ドバイ国際金融センターに所在する企業に関わる多くの取引契約において、仲裁機関として利用されている。

UAE はシビルロー体系の国家であるが、2004年にドバイに設置されたフリーゾーンの一つであるドバイ国際金融センターは、コモンローとシビルローの融合した独自の法体系を持ち、独立した管轄権、独立した裁判所を有している。そのため、ドバイ国際金融センターは、時に「Common law island in a civil law ocean」と表現される。同センター内に設置されている DIFC-LCIA は、国際仲裁機関の中で最古の1892年設立のロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) をモデルとし、LCIA と戦略的提携関係にある。

DIFC-LCIA における仲裁人の選定、それに対する異議申立て、コスト管理等においては、LCIA が監督的機能を果たす。DIFC-LCIA は、LCIA を長年利用してきたヨーロッパ諸国の企業にとっては利便性、予測可能性の高い仲裁機関であり、国際水準の仲裁機関であるため日本企業にとってもこれらが利点となるであろう。

2. DIAC（「ドバイ国際仲裁センター」）

次に、ドバイ国際金融センター外部のドバイにおいて最もポピュラーな仲裁機関として、1994年にドバイ商工会議所（Dubai International Chamber of Industry and Commerce）により設立された Dubai International Arbitration Center（通称 DIAC）が存在する。UAE 法を準拠法とする取引契約において、仲裁機関として指定されることが多い。

1997年に効力が発生した DIAC 仲裁規則は、国際水準の仲裁規則を意識し、国際商業会議所国際仲裁裁判所仲裁規則（the Arbitration Rules of the ICC International Court of Arbitration）の要素を多く取り入れている。多くの日本企業にとっては馴染みの少ない仲裁機関かもしれないが、UAE 企業による利用は多い。次に紹介する ADCCAC と比較した場合、日本企業にとって、国際水準により近いレベルの仲裁実務を期待できる仲裁機関であろう。

3. ADCCAC（「アブダビ商業調停仲裁センター」）

最後に、1993年2月にアブダビ商工会議所（Abu Dhabi Chamber of Commerce and Industry）によって設立された UAE における最古の仲裁機関、Abu Dhabi Commercial Conciliation and Arbitration Center（通称 ADCCAC）が存在する。アブダビ政府または国営企業との取引契約において、仲裁機関として指定されることが多い。

これまで、ADCCAC の仲裁規則は、UAE 民事手続規則上の仲裁規則を反映しており、国際的・現代的な仲裁手続基準との隔たりが大きいとされていた。また、UAE 裁判所における仲裁判断に対する異議申立てにおいては、UAE 民事手続規則中の仲裁規則に則って仲裁手続が構成されなかったことが仲裁判断無効の基準となり、単純な手続違反を通じて仲裁判断が無効とされる場合もあった。

こうした状況の中、2013年10月20日を効力発生日とする新ADCCAC仲裁規則が発表された。既存の仲裁手続にも適用される新仲裁規則は、用語の不統一性（"Arbitration Tribunal"と"Arbitration Panel"）や仲裁当事者間で仲裁言語が合意されなかった場合にアラビア語が仲裁言語とされるなど、若干の懸念点が残るものの、仲裁人の選定プロセス、仲裁廷による暫定措置・保全措置などの点で、国際標準の仲裁規則に近づいたと評価されている¹。新仲裁規則により国際基準に準じるようになったADCCACの仲裁実務の今後の展開が期待されている。

¹詳しくは Dr. Gordon Blanke, MCI Arb による下記論稿を参照。

<http://kluwerarbitrationblog.com/blog/2013/10/08/the-new-adccac-arbitration-rules-evolution-or-revolution/>

本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤（荒井）三奈
オフ・カウンセラー
Tel: 03 6271 9727
mina.arai-ito@bakermckenzie.com
bakermckenzie.com

吉田 武史 MCI Arb
アソシエイト
Tel: 03 6271 9723
takeshi.yoshidai@bakermckenzie.com
bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

ドバイ事務所の開設

ベーカー&マッケンジーは、2009年に開設したアブダビに加え、2013年にドバイに事務所を開設しました。他の国際事務所には例のない、UAEでの訴訟を専門とするチームも加わり、中東アフリカ地域、特にUAE国内の訴訟に対応する陣容を強化・拡大しています。

中東・アフリカにおける事業支援

ベーカー&マッケンジーは、中東・アフリカ地域への進出・事業展開を検討する日本企業に対し、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを提供しています。専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の統括・費用管理まで、東京事務所が窓口となり、国際的ワンストップショッピングサービスを提供しています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニューズレターの配信者追加をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

4. 各仲裁機関の仲裁規則の比較

各仲裁機関の仲裁規則において異なる主要なポイントは、以下のとおりである。

	DIFC-LCIA	DIAC	ADCCAC
当事者の国籍が異なる場合の単独仲裁人または仲裁廷長の国籍	当事者間の合意がない限り、当事者と異なる国籍	当事者間の合意がない限り、当事者と異なる国籍	規定無し
当事者間に合意がない場合の仲裁言語	仲裁廷が判断	仲裁廷が判断	アラビア語
簡易手続の有無	有 (ロンドン国際仲裁裁判所に期間短縮の裁量権がある)	有	規定無し

国家的な影響力を離れた中立な仲裁判断を求める観点からは、当事者が異なる国籍の場合の単独仲裁人または仲裁廷長が、当事者と異なる国籍より選任される DIFC-LCIA または DIAC が、ADCCAC に比べ、より安全であるといえる。

また、仲裁言語という観点からも、当事者間で仲裁言語についての合意がなく、合意が期待できない場合においては、仲裁廷が仲裁言語を判断する DIFC-LCIA または DIAC の方が、アラビア語が選択される ADCCAC よりも一般的に利便性が高い。仲裁廷は、通常、契約言語を仲裁言語として判断することが多く、契約言語が英語であれば仲裁言語は英語となる。当事者間の連絡も契約言語である英語によってなされることが多いことを考慮すれば、仲裁言語が英語であれば、こうした連絡のやりとりを記録した書面はそのまま証拠として提出できる利点がある。仲裁言語がアラビア語となる ADCCAC の場合、提出証拠たる書面をすべて翻訳しなければならず、時間及びコスト負担は増大する。

加えて、迅速な手続を目指す観点からも、仲裁判断までの期間を短期間に限定できる簡易手続を規則上備える DIFC-LCIA または DIAC に、やはり分があるといえる。

国際取引にかかる契約書作成にあたり仲裁条項を定める場面では、以上の仲裁規則の差異を踏まえ、仲裁条件及び引用する仲裁規則を慎重に定める必要があるだろう。